

②の地点	①の地点から	222度15分54秒	21.90	メートルの地点
③の地点	②の地点から	177度01分01秒	57.50	メートルの地点
④の地点	③の地点から	227度37分54秒	16.30	メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	259度24分07秒	93.30	メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	13度46分31秒	152.60	メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	306度02分39秒	6.90	メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	36度02分39秒	10.00	メートルの地点

イ 2 工区

次の地点を順次直線で結んだ線及び⑨の地点と⑭の地点を結ぶ昭和63年秋分の日の満潮位（DL + 3.75メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑨の地点 葦北郡田浦町大字田浦町字大田237の1に隣接する田浦漁港4号防波堤の基部（北緯32度21分28秒、東経130度29分50秒）から306度04分23秒 85.20メートルの地点

⑩の地点	⑨の地点から	126度02分39秒	0.50	メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	216度02分39秒	10.20	メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	306度02分39秒	106.20	メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	294度33分15秒	9.90	メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	282度57分37秒	10.50	メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	271度37分11秒	10.30	メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	260度05分01秒	10.80	メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	248度40分27秒	10.50	メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から	242度51分01秒	5.10	メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から	241度01分14秒	226.60	メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から	232度42分49秒	171.80	メートルの地点
㉑の地点	⑳の地点から	234度28分07秒	143.70	メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から	256度49分03秒	86.00	メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から	326度34分40秒	42.30	メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から	56度34分40秒	50.00	メートルの地点

(3) 面積

1 工区	10,497.28	平方メートル
2 工区	10,830.26	平方メートル
合計	21,327.54	平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地
駐車場用地
護岸用地

5 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び田浦町建設課

熊本県告示第771号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成15年7月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 しゅん功認可年月日

平成15年7月8日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

葦北郡田浦町大字田浦町653番地 田浦町

3 埋立区域

(1) 位置

葦北郡田浦町大字田浦町字大田237の1、236の2、236の1及び235の2に隣接する無番地（堤）に隣接する平成元年3月31日付け熊本県指令河第137号、熊本県指令港第29号の免許に係る埋立地地先並びに字大田235の2、217、216、212の2、165及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路、無番地（堤）、165、155、154、153、152、151及び150に隣接する平成元年3月31日付け熊本県指令河第137号、熊本県指令港第29号の免許に係る埋立地に隣接する平成2年3月30日付け熊本県指令河第146号の免許に係る埋立地地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次直線で結んだ線並びに4の地点と1の地点を結ぶ平成元年3月31日付け熊本県指令河第137号及び熊本県指令港第29号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL + 3.75メートル）により囲まれた区域、14の地点から17の地点までを順次直線で結んだ線並びに17の地点と14の地点とを結ぶ平成元年3月31日付け熊本県指令河第137号及び熊本県指令港第29号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL + 3.75メートル）により囲まれた区域並びに4の地点から7の地点までを順次結んだ線並びに8の地点と14の地点を結ぶ平成2年3月30日付け熊本県指令河第146号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界